

| | |
|------------------|---|
| Title | イギリス労働党成立の思想史的背景 (上) : 労働党史研究序説 |
| Sub Title | History of thoughts underlying the establishment of the British Labour Party : introduction to the study of the labour party history (part I) |
| Author | 飯田, 鼎 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1955 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.1 (1955. 1) ,p.22- 40 |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19550101-0022 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550101-0022 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス労働黨成立の思想史的背景 (上)

—労働黨史研究序説—

飯 田 鼎

一、はしがき

二、イギリス労働運動の性格

三、イギリス社会主義思想の系譜

—オーエンとベンサム—

四、改革的思想としてのベンサム主義

今日、世界の社会民主主義は危機にあるのではないだろうか。イギリス労働黨もドイツ社会民主黨も、そしてまたわが日本の社会黨も、アメリカを先頭とする世界的な再軍備計画の波にのまれ、反ソ反共の十字軍の前にたじろぎつつあるかのようなのである。資本主義体制は、過剰生産による恐慌のきざしと、東南アジアに見られたようなはげしい民族運動の前にあえぎながら、その活路をひたすら、老大な再軍備計画のなかに見出そうとしている。そして資本主義体制にとつてその矛盾のたゞ一つの解決策である再軍備は、ソヴェート、中国などの平和の呼びかけものかは、全世界の平和を愛する人々のはげしい反対をよそに、公然と行われつつある。たとえどのような理由があるにせよ、大規模な再軍備計画は、人民の生活の向上をいけいえとして行われるものである以上、社会主義政黨たるものは全力をあげてこの傾向を喰いとめるために抵抗すべきであることは論をまたない。

ところが讀者も知つていのように、實はイギリス労働黨は朝鮮動亂の勃發をきっかけとして國民に耐乏生活と再軍備計画とを強い、年來の主張である社会主義政策を修正しなければならなかつたのであつて、ここに労働黨にとつて、「共産主義の脅威」という問題が大きくうかび上つてきたのである。一九五一年四月、労働黨左派の指導者アムーン・ベヴァンが黨首脳部に反抗したのは、このような労働黨政府の政策に對する不満のあらわれであつた。世界の社会民主主義にとつて宿命的なことは、正面の敵は資本主義体制でありながら、背面の敵は共産主義であるといふきわめて矛盾した事實である。共産主義があきらかに、プロレタリア階級を主體とする革命的國際的な社会主義運動であるのに反し、社会民主主義は、資本主義の支配する環境のなかで、議會議主義の方法で社会主義を實現しようとする。目的は一つでありながらその手段において異なるとき、イデオロギーの分裂は實にさけがたいものとなるのであつて、社会民主主義が共産主義と共同戦線において失敗したということが、どれほど世界の社会主義運動にとつて障害であつたかは、第一次大戦後の社会主義運動を研究する者のひとしく痛感するところである。

さききのべたように社会民主主義は、資本主義の支配する環境のなかで、社會化や國有化の過程を通じて次第に社会主義政策をおしすすめてゆこうとする。それは何よりもまづ資本主義体制を與えられた前提として認め、そこから

出發する。云いかえれば、社會民主主義にとつては資本主義體制は終局において否定されるべき運命にありながら、社會主義勢力の増大が資本主義勢力に對抗するだけの力をもつまでの間は、ともかくもその基盤となる。實はここに問題がある。ここに社會民主主義が宿命的に悩まねばならぬ課題があるのではないだろうか。すなわち資本主義體制が危機にひんして——こういうことは今迄に幾度かあつた。例えば敗戦後の日本がそれに近かつたし、第一次大戦後のドイツの場合のように——労働者階級を中心とする革命的な勢力のたかまりが、支配階級の既存の権力を失わせ吹きとばそうとしているとき、ほんとうは社會民主主義勢力にとつては千載一遇の好機でなくてはならない。社會民主主義が議會主義によつて社會主義を實現しようとするのは、あくまでも社會主義に反對する勢力が自己の實力に比べて餘りも強大であるために、彼等のルールに従つて行動しているにすぎない。もしそうだとすれば、社會民主主義が資本主義の打倒という大きな目標の前に、共產主義と手をつなぐことは、必ずしもその理論を裏切るものではない。その限りに於いて社會民主主義の役割は進歩的でありうる。第一次大戦後、ドイツ社會民主黨左派(1)がとつた態度はすなわちこれであつた。

ところが一方、社會民主主義者にとつて議會主義は自己の片足をさゝえる基盤であつて、これを否定してプロレタリア階級の獨裁をみとめることは、あたかも自己の片足を失うにもひとしい寂寞感をあたえ、ここに社會民主主義は大きな懷疑におそわれる。そしてついには弱體化した資本主義の打倒ではなく、弱體化した資本主義の再建それから社會主義の實現というおさまりのスローガンをかかげることとなる。そして資本主義を再建して社會主義化するどころか、みづからファシズム勢力の「カイライ」となつて悲しい運命をたどることとなる。一九三〇年代、ドイツ社會民主黨員やイギリス労働黨員のなかからファシストに轉向する者も出たのであつて、ここに社會民主主義の保守的い

や反動的な性格がひそんでいる。このように社會民主主義それ自體のなかにひそむ「二つのたましい」その進歩的性格と反動的な性格とは、互に相きつ、抗して、ときにはその性格をはなれだあまいなものにしたことは歴史の深刻な教訓であつた。そしてこれはわれわれにファシズムと社會民主主義との關係について深い興味をよびおこさせると同時に、社會民主主義そのものの理論と歴史に對し新たな再検討をせまつてやまない。

半世紀以上にわたるイギリス労働黨の發展のあとを克明にたどろうとするわたくしにとつて、十九世紀の終末そして二十世紀の初頭に誕生を見た労働黨が、どのような思想的な前提のうえに立つているか。その資本主義でもなく共產主義でもないいわゆる「第三の道」とは何であるか。これらのことを究明することが、さしあたつてわたくしの課題であらう。

(1) 第一次世界大戦も終りに近づいた一九一七年四月、戦争に對する態度の相異のためにドイツ社會民主黨は三つに分裂したが、その最左翼にカール・リープクネヒトとローザ・ルクセンブルグのひきいるスパルタクス團があつた。そしてこれがのちにドイツ共産黨となつたことは周知の事實であらう。

二

イギリスはしばしば資本主義の祖國であるといわれる。十八世紀の後半から十九世紀の初頭にかけて、まづ先に産業革命をなしとげたこの國には、資本主義制度が最も順調に育つことができたということができる條件がそなわつていたことは事實である。そしてわれわれは、最も順調に育つことができたこの國の資本主義を典型的なものとして把握し、これを基準としてその他の國の資本主義を特殊なものと考え、同様にこの資本主義社會を母胎として生れたイギリスの労働運動も、或は他の國々のそれに比べて典型的であると考えがちである。しかしながら、イギリス型資本主義を典型的なもの

のと考えることが適當でないと同じく(1)、イギリスの労働運動も決して典型的なものとは云いがたいのみならず、むしろそれはきわめて個性的特殊な性格のものですらある。わたくしはそこでイギリス労働運動の性格をさぐるようにする場合、この特殊で個性的なものを一般的なもの、すべての國の労働運動に共通なものから區別して考えてみたいと思う。

労働組合運動が、封建社會の崩壊にともなう資本家階級と労働者階級の分化、云いかえれば資本制社會の發生そのものに根ざすものであることは、いづれの國においても同じであるが、しかしそれだけでは労働組合運動の起源を説明するものとしてはきわめて不充分である。なぜならマルクスも正しく指摘しているように、「賃金労働者ならびに資本家を生ぜしめた發達の起點となつたものは、労働者の隷従という事實であつた(2)」からである。實に労働者の資本家へのこの隷従をはねのけ、賃金労働者たちが自分たちの労働生活(working lives)を維持し改善する目的をもつて、たえ間なく組合をつくる(3)、ここに労働組合は誕生したのである。イギリスにおける労働組合の起源はきわめて古く、ブレンタウは中世的なギルドをもつて労働組合の起源と考へ、またアンウィンの如きは、十六、七世紀の英國におこつたギルドの解體、すなわち親方組合に對抗する職人組合のなかにその萌芽を見出そうとしたが(4)、一般に労働組合が英國においてはつきりした姿をあらわしたのは十八世紀後半以後のことであると考へられている。

さて十九世紀初頭以來のイギリス労働運動を通じて見られる特徴は、とりわけ、その社會思潮との關連においていちじるしいものがある。おそらくこの國の労働組合運動をとつてみても、英國のそれほど強くその當時の社會思潮に影響され、その發展にあたつて多種多様の社會思想——自由主義、功利主義、改革主義、協同組合主義、理想主義そしてマルクス主義など——を交互にその背後に秘めていたものは少いであろう。これは、イギリス議會政治の發達

によつて、労働者階級の急進的な思想への接近が、他國のそれに比べて、國家權力によつてさまざまげられるというようなことが少なかつたからであつて、その何よりの證據は、十九世紀の英國の世論というものは、たえず議會を鞭撻し、それが必ず法律に反影したことからも否定しえない事實である(5)。しかしそれよりも更に大きな特色はイギリスの労働組合運動は、大陸の労働組合運動——とくにドイツのそれ——に比べてマルクス主義の影響がきわめてうすく、従つて改良主義的な傾向が濃厚であるということである。だがこの場合注意すべきことは、イギリス労働運動に見られるこのような改良主義的傾向は、ドイツの労働運動にあらわれた日和見主義や、修正主義とはいささかその性質を異にするという點である。一八七一年、ビスマルクはドイツの労働組合運動の發展をおそれ、いわゆる社會主義禁壓法を制定して社會主義の革命的勢力をおさへようとしたが、このときすでに社會民主黨内部にはベルンシュタインなどの修正主義的傾向があらわれはじめていた。ベルンシュタインがマルクス主義の修正運動に身を投ずる機縁となつたものは、彼が英國への亡命中に経験したイギリスの社會主義運動であつたことは、彼みずからがのべているところである(6)、しかしいづれにせよそのこと自體、當時のドイツの社會主義運動が行きづまつていたことを示している。それゆゑ、このようなドイツの労働運動に見られた日和見主義的な修正主義と同じく、イギリスの労働運動に固有な改良主義的な傾向を、日和見主義と見なすことにはなお疑問がのこるのではないだろうか。なぜならイギリス労働運動したがつてまた社會主義運動をつらぬくその改良主義は、イギリスの歴史的社會的背景を無視してはおよそ考へることのできないものであり、改良主義そのものが、イギリス社會主義運動のイデオロギーであり、また労働黨の思想でもあつたからである。イギリス以外の國々の社會主義運動においては、その修正主義は多くはマルクス主義に對する修正であつたのに反し、イギリス社會主義に見られる改良主義はかりに日和見的であつたとしても、イギリス資本主

義社會の固有な發展に根ざすものであることを忘れてはならない。言いかえるならば、イギリス社會主義すなわち労働黨の改良主義は、ドイツ社會民主黨内部の修正主義が、上からの強い壓力と懐柔政策、いわゆる「飴と鞭」とによつてもたらされたものであつたのに反し、イギリス資本主義の將來に對する樂觀的觀念とオーエン的な改革思想の結合によつて、はぐくまれたと云うことができよう。

ではこのようなイギリス社會主義の改良主義的性格は、資本主義的發展のまにまに、どのようにしてつくり上げられていたであらうか。これがつきに來る問題である。

- (1) 野村兼太郎教授「英國資本主義の成立過程」序文四頁
- (2) マルクス「資本論」高島譯、第一卷第二分冊七〇頁
- (3) S. and B. Webb: History of Trade Unionism, 1920, p. 1.
- (4) George Unwin: Industrial Organization in 16th and 17th centuries, p. 13.
- (5) A. V. Dicey の Law and Public opinion in England during the 19th century, 1926 が古典的である。
- (6) Eduard Bernstein: My years of Exile, 1921. (故河合榮治郎氏「英國社會主義史研究四八三—五〇六頁」)

三

英國における社會主義運動と云えば、誰しもロバート・オーエンの名を連想するであらう。オーエンの名は、それほど英國の社會主義運動と労働運動とに切つても切れぬ關係をもつてゐる。實にフランスのサン・シモンやフーリエなどととも、エンゲルスによつて空想的社會主義者と呼ばれたのであるが、かつてゾンバルトはオーエンをもふくめて、これらの人々の社會主義を「理性的社會主義」(Der rationale Sozialismus)と云つたことはまことに興味

深いものがある(1)。エンゲルスが空想的と云つたのはこれらの人々が喧傳によつて、とりわけ支配階級への説得により、彼等の善意によつて社會改革をなしうとするその樂觀論と、資本制社會を變革するための理論的科學的體系をもたなかつたその非合理性に對してであつた。しかしながら、イギリス労働黨のイデオロギーが、このオーエンの社會主義にいかにも多く負うてゐるか。かつてシドニー・ウェツプは「われわれはつねに記憶せねばならない、英國社會主義の建設者は、カール・マルクスではなくしてロバート・オーエンであつたことを。そしてオーエンは決して階級闘争を宣傳しなかつた。彼が説いたのは四海同胞の古い教えであつた。人類同胞の希望と信仰と生きた事實であつた。その希望と信仰とは更に他の偉大な社會主義者ウィリヤム・モリスによつて、その著『ジョン・ボールの夢』のなかの言葉によつて再び肯定されたのである……」と演説して、聴衆に深い感銘をあたえたと云われるが、これはひとりウェツプのみならず、労働黨全體の確信であると云つても過言ではない(2)。だが労働黨の理論や思想は、あたかもマルクス主義が、すべてはマルクスおよびエンゲルスと云うこの二人の偉大な個性から出發して發展しながら、結局は再びこの偉大な人間に歸するとは異り、實に多くの他の思想からその内容をくみとつてゐると云うことである。ここにイギリス社會主義を他の社會主義思想から區別する特色が存する。いま労働黨のイデオロギーをもつてオーエンの社會主義の影響を多くうけてゐると云つたのは實はその一部にすぎない。極端に云えば、十九世紀の英國に芽生えたほとんどあらゆる思潮は、英國社會主義の發展に何等かの影響をあたえてゐるのであつて、ただオーエンの思想がその根幹となつたにほかならない。オーエンの思想體系をなす性格形成論、博愛主義、協同主義こそ理想主義にも近い自然神教の世界觀にささえられており、その背後にはあたたかいヒューマニズムが脈々として流れてゐる。

しかしながら十九世紀初頭においては、オーエンの思想的な影響というものは、今日われわれが想像するほど大き

くなかつたようで労働者階級は社會主義という言葉をもほとんど知らなかつた。おそらくその當時の英國において、社會主義という言葉をはじめて使つたのは、オーエンがそのパンフレット「社會主義とは何か」においてであつて、彼はこれをみずからの獨創と考えていた⁽³⁾。しかし社會主義および共產主義の福音は英國でよりはむしろ大陸とりわけ、フランスにおいて説かれていたことは注目し得る。すなわち、すでにフランス革命前後からモレリーやマブリーなどの思想家たちが、きわめて粗朴な形でではあつたが、共產主義の思想を把握しはじめ、革命とこれにともなう恐怖政治のなかに、やがて財産を自身をもつて攻撃の対象とすることを敢てしたフランスにおける徹底的および實際的共產主義者フランソワ・ノエル・バブーフがあらわれたのである⁽⁴⁾。これらの思想は、のちにサン・シモン、バザール、アンファンタン、フリーエ、ルイ・ブラン、ブルードン及びカペーなどに大きな影響をあたえ、やがてマルクスおよびエンゲルスの登場を知らせる序曲となつたものであつたが、こうしたフランスの社會主義にくらべるとオーエンのそれはいちじるしくその性格を異にしていたようである。ルドウィヒ・シュタインはロバート・オーエンやサン・シモンの社會主義をもつて、共產主義と個人主義との妥協をもつてその本質とするのべているが⁽⁵⁾、サン・シモンやフリーエの場合はともかく、オーエンの社會主義は必ずしもそうではなかつた。

オーエンをして社會主義にみちびいた社會經濟的背景が、ナポレオン戦争直後の一八一六年の終りに始つた、生産過剰にもづく大恐慌であつたことは云うまでもない。失業者の増大による社會不安は政府をおどろかし、下院は救貧法に關する委員會を任命してその対策をたてたのだが、もはやこのとき救貧法は新しい酒をもる革袋となることはできなかつた。そしてこの一方における救いがたい貧困と、巨大な生産力との矛盾を目標としたオーエンの頭腦のなかに、すでに「新しい哲學」と「社會改革の理想」が芽生えはじめていた。すなわち彼のその「新しい哲學」とは、

ニュー・ラナルクの紡績工場での、社會主義的實驗の理念となつた性格形成論であり、社會改革とはすなわち工場法制定運動であつて、一八一九年の少年労働の最低年令を九歳と定めた法律は、オーエンの努力によるところ大であつた。われわれはここでつぎのことに気がつくであろう。サン・シモンやフリーエの社會主義が、フランス革命前後の革命的共產主義と個人主義との妥協であつたとすれば、オーエンの社會主義は、社會改良主義と博愛主義との混血兒にほかならないことを。従つてオーエンが自由放任主義に對してはげしい批判の矢を放つたのはまことに自然ではあつたが、しかもそれにもかかわらず、その哲學的な基礎であるベンサム功利主義につよく影響をうけたであろうといふことは充分想像することができるし、また興味深い。

すなわちオーエンはその自傳のなかでつぎのように云つてゐる。「私の一生のこの時期までに（一八一〇年から一八一五年迄）、私の「性格形成に關する諸論」四篇と私のニュー・ラナルクでの實行とは私をその時代の主だつた人々の間に有名にした。……今は世間からその名が消え去つた、私も忘れた多勢の人々があつた。しかし私は經濟學者の友を忘れてはならぬ。マルサス、ジェームス・ミル、リカード、サー・ジェームス・マキントッシュ、トレンズ大佐、フランシス・ブレース等々の諸氏。これらの經濟學者とはしばしば快論をなしたが、私はいつも意見がちがつたものだ。しかしわれわれの議論は最後まで新しい良き感情とあたたかい友誼とで終始した。彼らはその時代としてはリベラルな人々だつた。國民の教育には賛成であつたが、貧民および失業者の國家的雇用ないしは眞の富の最大なる創造には反對であつた。……マルサス氏とはしよつちゆう議論したものだが、その議論の際マルサス夫人がいつも私の方の論にくみして私の論を擁護したのは一種異様な感じを與えられた」と云つてゐるのを見ても⁽⁶⁾、オーエンが自由放任主義をとなえる古典派經濟學者たちや功利主義者から、思想的な感化をうけたことは疑い得ない。とくに興味深いこと

はジェレミー・ベンサムがオーエンのニュー・ラナルクの工場經營に深い關心と同情とを示したことである。オーエンは云う。「この一寸類のない計劃に一株を申し出たそのつぎの人は、かの有名なジェレミー・ベンサムであつた。彼はすべてが根本的誤謬にもとづいてゐる法律を、この誤謬を發見することなしに修正せんとする努力に長い一生をついやした人で、又その故に彼の一生はたえまなき善意と努力の生涯ではあつたが、個々の法の害悪を示しそれを救濟せんとすることに費され、決して一切の法の根底をつきもしなければ、それらのもの誤謬、害悪の原因を認識もしなかつた。彼は書物を通じ、また彼との交友をゆるされたごく少數の自由な心をもつとおもわれていた男女——ジェームズ・ミル、ポーリング博士、オースチン夫妻、フランシス・ブレース、プロウガム卿、その他二三の友人——を通じてのほか、世の中についての知識はほとんどなかつた。これらが彼の世界をつくつていたので。私がわれわれ仲間の一員としてニュー・ラナルク商會に彼をいれるにきめてからなお、彼がわれわれの最初の會見の取りきめをすることが、彼の神経質のためにむづかしいのだとして、甚だ興味深くおもつた」と。(傍點筆者) オーエンは以上のようにベンサムに對してきわめて手きびしい批判をしているのに、ベンサムは何故オーエンのこの事業に對して賛成することができたのであろうか。わたくしはここでオーエンの社會主義とベンサムの功利主義とに何か共通したあるものを見出すことができるように思う。

ベンサムは云うまでもなくイギリス法制史上忘れることできない人物であつて、彼自身は隱者のような生活をしてきたけれども、彼の思想がのちの思想家たちにあたえた影響はけだしはかり知れないものがあつた。リカードウやミルに大きな感化をあたえたことはあまねく知られており、ベンサムは平生、人に語つて「私はジェームズ・ミルの精神上の父であり、ミルはリカードウの精神上の父であつた。それゆえリカードウは私の精神上の孫であつた」と語つた

ことはあまりにも有名である。まことに彼の法思想の根幹となつた「民主主義」と「契約自由の原則」とは、アダム・スミスの自由放任主義の經濟學における如くであり、とくに一八三〇年以後に至つては、兩者の思想が相融合して、ベンサム主義と云えば、直に經濟學を意味するようになったものであつた。ベーカーも指摘するように、イギリスの個人主義は、元其、ベンサムに基礎をもち、自由放任の經濟學によつて支えられており、一八八〇年頃までひきつづいて大部分のイギリスの文筆家および思想家の政治的信條であつた(8)。ところでこのような資本家的なイデオロギイであるベンサム主義とオーエンの思想とが、ともにどのようにしてイギリス社會主義思想の源泉となり得たであろうか。われわれはここで、十九世紀初頭、ベンサムの功利主義が新興資本家階級の哲學としていかに革新的な意味をもち、やがてはからずも社會主義への新しい道を開いたものであるかを考察しなければならぬ。

一七八九年フランス革命が勃發したその年に出版された大著、「道徳および立法原理の序論」はベンサムの社會哲學の全貌をあきらかにしたものであるが、そこに一貫して流れる「最大多數の最大幸福」の理想は、二十世紀の現代にあつてすら、どれほど新鮮な印象をわれわれにあたえることであらうか。なるほどベンサム自身は保守的な思想をいだき、とりわけフランス革命の思想的な基盤となつた自然法の思想——ジョン・ロックやルソーがその代表的な人々であるが——に對してあくまでも反對したけれども、しかしこの言葉がベンサムの口から出たものでなくして、誰か他の社會主義者が放つた言葉であるとしても少しも不自然でない。それほどこの「最大多數の最大幸福」の思想は柔軟性に富み、時代をこえて他の多くの思想に優越することができたのであつて、「功利主義の本質的な強さ」というものは、特殊の時代のうつりゆく環境のうちにあるよりは、功利主義が永續性をもつことあきらかにしたイギリス人の思想と感情の傾向と調和したことにあつたのだ(9)。當時ベンサムの功利主義が、イギリス社會思想の上にして

いた地位がいかに大きかつたか、それが社會改革に對してどのような役割を果したか、わたくしは以下、一八二四年の團結禁止法 (Combination Acts) の廢止と、一八三二年の選舉法改正 (Reform Act) の思想的背景となつたメンサー主義の意義を考察するであらう。

- (1) Werner Sombart: *Sozialismus und soziale Bewegung*, 1908, SS. 34—35.
- (2) ロバート・オーエン、自叙傳、邦譯(下卷)本位田祥男氏解題
- (3) シード・リスト、經濟學說史、邦譯(上卷)三三二頁
- (4) Ludwig Stein: *Die soziale Frage im Lichte der Philosophie*, 1923. 邦譯一九八頁
- (5) 前掲書一九八頁
- (6) ロバート・オーエン自傳、五島・本位田譯(上)一八六—七頁(下)一三四頁
- (7) 前掲書(下)一七三頁
- (8) Ernest Barker: *Political thought in England, Herbert Spencer to today*, pp. 203—4.
- (9) A. V. Dicey: *Law and public opinion in England during 19th century*, p. 174.

四

團結禁止法は、フランス革命の影響をうけた英國の労働者階級が、階級意識に目ざめてロンドン通信協會を中心として、急速に労働者階級の間に根をはつていつた政治的な團體を彈壓するために、一七九九年に制定されたものであつたが、これはあらゆる組合活動を法律で禁止したという點で、英國法制史上まれに見る惡法であつた。しかしこの法律が出された背後には、つぎのような見解がひそんでいたことは見逃しえない。すなわち、労働者が團結して雇主に賃金値上げを叫ぶ前に、彼等はなぜ、みずから好きなところへ出かけ、別の雇主から出来るだけ高い賃金を得よう

としないのか。労働者は實際、どこへでも行くことができるではないか、というのである(1)。従つて組合をつくつて賃金の値上げを雇主に強制するのは、自由放任主義に反し、契約自由の原則にもとるものではないかというのであつた。だがこの團結禁止法は、たとえばわが國の治安維持法のような殘酷なものではなかつたやうで、政治運動のごときは、一八一九年の六法 (Six Acts) によつてきびしく處罰されはしたけれども、しかしある程度までは、古い都市の地方的な労働組合は存在して、告發されずにその仕事をつづけることができたと云われている(2)。しかも面白いことは、この團結禁止法が、労働者階級の團結を禁じただけでなく、雇主側の労働者の賃金をひき下げようとする團結をも禁じたために、これがやがて一八二四年この法律を廢止させる有力な理由の一つとなつたことである。ともかくこの法律にもかかわらず、爭議は陰に陽に行われ、甚だしきに至つては、雇主のなかには、團結禁止法なるものを全く知らなかつた者さえあつたといわれる(3)。

とにかくこの團結禁止法が、イギリス資本主義の發展とともに、労働者階級はもちろん雇主たちにとつても、きわめて不便なものであることがわかつたのは一八二〇年代のことであつた。再びダイシーの言葉をかりるならば、この法律が制定された一八〇〇年から一八三〇年までの間は、「古い保守主義の時期」(The period of old Toryism)であつて(4)、しばしばアダム・スミスの自由貿易論は、當時の首相ウィリアム・ピットにも影響をあたえたと云われるが、しかし支配階級の思想は依然として保守主義であつて、それが立法の精神となつたことは容易に想像しえよう。すなわちこの時期はアダム・スミスの自由貿易論が、一八三〇年代以後のようにまだベンサム功利主義という社會哲學と結びつかなかつた時代であつたが、このときベンサムの弟子であつたフランス・プレースが、團結禁止法を廢止するためにあらわれたのである。一介の仕立屋にすぎなかつたが、しかも高い識見をもつていたプレースは、人道

的なあわれみの心をもつてこの悪法とたたかおうと思つたのではなかつた。みずからベンサムの後継者をもつて任じ、マルサスの人口論に深く感動したこの急進主義者は、また熱烈な自由放任主義者でもあつた。つまりブレースが團結禁止法の廢止を一生の事業と考へて努力したのは、何よりもその思想的な信念のゆえであつた。すなわち彼は、賃金基金説を信奉していたので、労働者階級がどんなに組合をつくつて運動したところで、賃金として割りあてられた資本部分が一定である限り、如何ともしがたいと考へていたのである。すでにアダム・スミスにその萌芽を見出し、リカードウ、マルサスに至つて明確になり、ついにラッサールによつて賃金鐵則と呼ばれたこの理論が、間違ひであることは今日云うまでもないが、當時の經濟學はそのように教へていたので、ブレースはこの法律を廢止したならば、むしろ労働組合のごときは自然に消え去るだろうと樂觀していたほどである。ところが、一九二四年、ブレースやジョセフ・ヒュームの努力によつて、この法律が廢止されるや豫期に反してストライキは各地に頻發し、そのあまりのはげしさにおどろいた資本家たち、とりわけ船舶製造業者や船舶所有者たちは、政府にかつての團結禁止法よりも更に廣範圍な彈壓立法を要請したのであつた。これによれば、労働組合はもろんのこと、友愛組合や政治的な結社、社交クラブの結成をさえ禁止するほど極端なものであつて、これは、次第にせまり來る恐慌とともに労働運動そのものを危機におとし入れたのである(5)。幸にして労働者階級の堅い結束とブレースやヒュームの熱烈な奮闘によつて、この法案は修正され、労働組合員は暴行し又は脅迫して雇主にせまる以外は處罰からまぬかれることになつて、ここに一八二五年の労働組合法は成立したのである。

さきによつたように、ブレースがこの彈壓的な立法に反抗し、團結禁止法の廢止のために奔走したのは、何よりもその個人主義的自由主義の信念からであり、ベンサム主義者としての自己の使命感からであつたが、これが成功した陰には、たとえば時の商相ハスキントンなどの助力があつたことは云うまでもない。わたくしはさきに、ブレースがこの運動に専心したのは、労働者階級へのあわれみからではなかつたことを力説した。もちろん、ブレース自身にしてみれば、労働者に對して個人的な同情をいだいたであらうことは、容易に想像されるけれども、しかし彼をこの運動にかりたてたものは、たとえばオーエンやシャフツベリ伯の工場法制定運動におけるような社會主義的もしくは博愛主義的な心情からではなかつた。ブレースはベンサム主義者として社會主義を理解しなかつたばかりか、社會改良主義に對してすらほとんど同情を示さなかつたようである。たとへば、ブレースは、オーエンの指導のもとにあつた労働組合グラントナショナル全國大連合が、八時間労働のスローガンをかかげるや、マンチェスターの一委員に手紙をもつてその中止を要求し、更にその後はげしくこれを非難したといわれている(6)。これを要するにブレースをして團結禁止法廢止の運動にかりたてたものは、その當時における資本家的精神、「資本の自由」を求める利潤追求の精神であつた。ブレース自身、意識すると否とにかかわらず、彼は正にそのような役割を果したものであつたことは疑いないところであつて、その何よりの證據は、一八〇〇年に制定された團結禁止法の條項が一八二四年にはどのように改められているか、その修正のなかに見出すことができよう。これは後に一八二五年に多少修正されたけれども、たとえば一八〇〇年の團結禁止法第六條は、「労働者賃金の引き下げ、労働時間の變更または勞務の分量の増加を目的とする業主その他の契約は、すべて無効とす。かかる契約の罪を犯したる業主は、廿ポンドの罰金に處し、その一半は國庫に納め、他の一半は告發者及び教區内貧窮者に與う」とあり、これが資本家たちにとつては、その利潤率を高める上において、一大障害だつたことはいうまでもない。果せるかな、一八二四年の團結禁止法撤廢法の第三條には、「賃金率を減少もしくは一定し、労働時間を増加または變更し、勞務の量を増加し工業産業業務の運行經營の態様を規制する目的の團結に

加わる業主雇主その他は、普通法成立法を問はず、共謀罪による處罰告發又は他の刑事訴訟もしくは處罰を受ける事なし、「略」と規定されてある。これを見ても團結禁止法の廢止が、いかに「資本の自由」を求める資本家の渴望をいやしたものであつたかを推察することができよう。すなわち團結禁止法を廢止させ、一八二五年の勞働組合法を制定させるに至つたその思想的背景こそ、ベンサム功利主義そのものにほかならなかつた。

さてこのように考へるならば、われわれは一八二三年の年代の英國において、同じ改革的革新的思想でありながら、相對立する社會思想としてのベンサム主義とオーエン主義とを比較した場合、その世論に對する影響においていづれがより大であつたかに深い興味をおぼえるだろう。おそらくはオーエンの思想的な影響がベンサムのそれにも増して大きかつたであろうことは容易に想像しうるところであるが、オーエンに比較してベンサムは、その思想をうけつぐべき多くの弟子たちをもつていたこと、これが上昇をつづける英國資本主義のイデオロギーとしてのベンサム主義を助けたのであろう。わたくしは、オーエンの思想的な影響を考察する前に、更にベンサム主義が一八三二年の選舉法において果した役割について考へなければならぬ。一八三二年の選舉法改正は、いわゆる腐敗選舉區の廢止を目的としたものであり、云いかえるならば、一八三二年以前は地主や貴族の特權であつた選舉權を庶民の手に、とりわけ第三階級の手にあたえたものであつた。いわゆる腐敗選舉區においては、選舉權は公然と賣買され、とくに産業革命以來、人口のいちじるしい増加にもなつて大都市に躍進したマンチェスターやバーミンガム、そしてリーズやシェフィールドのような新興都市は一人の代表者をも議會へおくられなかつたので、その不満はなはだしかつた。しかもこの運動の指導者となつた人々の多くは、或はヘンリー・ハントのような急進主義者であり、コベットののような煽動家であり、ウィリヤム・ラヴェットやヘザリントンのような熟練工であつて、オーエンの社會主義的な影響をうけた

にせよ、いわゆる社會主義者ではなかつたことは注目すべきことではないだろうか。オーエンの思想よりもむしろベンサムの功利主義の方がこれらの人々により大きな影響をあたえていたことは疑い得ない。わたくしはさきに、オーエン主義がベンサム主義よりもまさつて大きな感化をあたえていたとのべたが、それは熟練工をのぞく多くの無産階級に對してであつて、むしろこれらの勞働者たちの先頭にたつて勞働運動を指導した人々——教養あり才能に恵まれた多くの人々——は、ベンサムの功利主義に強くひかれていたという事實を認めないわけにはゆかない。これらの人々は、オーエンの哲學よりもベンサムの思想の方が、或は勞働者階級の福祉に役立つものであり、ベンサム主義自體、勃興しつつある資本家階級のイデオロギー以外の何物でもないということ意識していなかつたのではないか。従つて勞働運動の指導者たちが、このことに氣がついたのは、一八三二年以後のことであつたらう。まことに「中産階級には議會選舉權をあたえ、勞働者階級には何もかもあたえずに終つた新選舉法は、一舉に資本家と勞働者との間に、從來とも明らかに橋渡しの方法なしと考へられていた深みぞをうがつてしまつた。職工たちは、何十年かの間、經濟的闘争を行つてきたのであるが、一八三二年までは中産階級も勞働者と同じように、選舉權を持つていなかつたから、兩階級の對立はある程度おおわれており、兩階級は相ならんで同盟者として議會改革のために進軍したのであつた。しかしながら、一八三二年以後はもはやこの同盟は不可能となつた。分裂がすべての方面においてあきらかとなつた。その分裂を完成するかのように、新救貧法の苛酷さが、この兩者の疎隔を公然たる敵視にかえてしまつたのである。」。

一八三二年の選舉法改正は、勞働者階級にとつてはまことに「裏切られた改革」にはかならなかつた。大きな政治的幻滅を味わつた勞働者は何よりも議會主義に不信を抱いたであらう。彼等の前にかくも偉大な希望と光明をあたえ

たかに見えた政治的急進主義——ベンサム主義は、實は彼等のものではなかつた。彼等にはわかに社會主義にめざめていつた。そして一八三四年、ここにオーエンの指導のもとに全國労働組合大連合が結成されたのであつて、それこそ新組合運動(10)のはじまりである。あたかも一八八〇年代における社會主義の復活のように劃期的なものであり、後に起るチャーチスト運動のための捨石となつたものであつた。もはやベンサム主義はオーエンの社會主義にとつて代られたかのように見えた。だがそうではなかつた。ベンサム主義はそれからもなお生きつづけ、労働運動のなかに生きつづけたのである。あの革命的労働運動と呼ばれたチャーチスト運動のなかにさえも……(未完)。

- (1) Dicey: *ibid.*, pp. 99—100.
- (2) G. D. H. Cole: *A short history of British Working Class movement, 1927*, vol. I, p. 59.
- (3) J. L. and B. Hammond: *The town labourer, 1760—1832*, p. 133.
- (4) Dicey: *ibid.*, p. 70.
- (5) G. D. H. Cole: *ibid.*, p. 90.
- (6) Graham Wallas: *Life of Francis Place*; pp. 358—9.
- (7) 山中篤太郎教授「労働組合法の生成と變轉」附録、二—三頁
- (8) G. D. H. Cole: *British Working Class Politics, 1950*, p. 3.
- (9) マンシム・スミス著、加田哲二譯「英國社會主義史」(上) 三七—三頁
- (10) S. and B. Webb: *History of Trade Unionism*: pp. 113—4.

—一九五四、九、一〇—

資料

日本電氣通信産業の構造(一)

—有線通信機器工業實態調査報告—

伊 東 岱 吉
尾 城 太 郎 丸

はしがき

電氣通信は一般に有線と無線とに大別され、この調査研究の對象となつた有線關係(とくに電話)について見れば、電氣通信産業と總稱されるものの内容は、

- ① 通信事業(電話)部門
- ② 通信機器(有線)工業部門
- ③ 通信施設工事部門

の三部門よりなり、②は①に對する資材の生産供給部門の關係にある。

元來電氣通信が資本主義の經濟機構の中に導入されたのは約一世紀前のことであり、それが通信制度として確立したのは十九世紀末期以降のことであつて、爾來電氣通信制度が資本主義の發達に果して來た役割は、あたかも鐵道船舶その他の交通諸手段のそれに酷似しており、しかも交通制度が濟經組織の「動脈系統」といわれるのに對して、通信制度はその「神經系統」であるといわれている。そして、電氣通信そのものも技術的性質がいわば「人間の耳の延長」であるという特質をもつてゐること、すなわち通信機關が、人間本來の五官の内の聴覺について、その自然的・生理的限界を科學技術の力によつて克服した、人間の發明による偉大な道具であるという技術的側面から見るならば、普通の電信電話から、寫眞電送その他の特殊通信装置、あるいはラジオ、テレビジョン等に至るまで、通信機

はしがき

(一) 日本における電氣通信産業の沿革

- (1) 電氣通信(電話)事業
- (2) 電氣通信(有線)機器工業

(二) 戦後における有線通信産業の再編成

(1) 戦後の通信(電話)事業の性格

- A 通信事業の再編成過程
- B 通信事業の客觀的役割

(2) 戦後の有線通信機器工業の再編成(以下次號)

日本電氣通信産業の構造